

重要事項説明書【介護医療院 有玉病院】
医療法人社団 岡崎会

当施設が提供する指定介護医療院サービスの内容に関する、重要事項は次のとおりです。

1 施設の概要

開設者の名称	医療法人社団 岡崎会
代表者氏名	理事長 岡崎 貴宏
施設の名称	介護医療院 有玉病院
主たる事務所の所在地 (施設の所在地)	札幌市東区北三十二条東一丁目 6 番地 10
電話番号	011-776-6681
介護保険事業者番号	22B7200116
指定年月日	令和 6 年 7 月 1 日

2 施設の職員の概要

職種	員数	職種	員数
管理者（院長）	1 名	医師	4 名
薬剤師	1 名		
看護職員	1 6 名	介護職員	1 9 名
理学療法士	3 名	作業療法士	2 名
管理栄養士	2 名	介護支援専門員	1 名

3 指定介護医療院サービスの運営方針

利用者さんを人生の先輩として尊敬し、人生が最期まで豊かである様に、利用者さんの意思を尊重します。

常に医療・看護・介護の質の向上を図り、利用者さんから信頼され安心感を得られる病院をめざします。

利用者さんの権利、プライバシーを尊重しサービスについての十分な説明と同意を実践します。

他の医療機関、福祉機関とも連携し、地域に開かれた病院・施設づくりをめざします。

4 施設の設備概要

1階 機能訓練室	理学療法室	190.0 m ²	作業療法室	81.4 m ²
----------	-------	----------------------	-------	---------------------

2階 定員	5 5 人
病室	4 人部屋 1 3 室 (1 室 3 1 . 7 m ² ～ 4 0 . 6 m ²) 個室 2 1 2 号室 (1 9 . 5 m ²) 洗面台付 2 1 6 号室 (2 2 . 7 m ²) シャワー・トイレ・洗面台付
浴室	特殊浴槽・個浴槽
食堂・談話室	1 1 7 . 4 m ²

3階 定員	58人
病室	4人部屋 14室 (1室 38.6㎡ ～ 40.2㎡) 個室 315号室 (22.7㎡) シャワー・トイレ・洗面台付 320号室 (14.4㎡) 洗面台付
浴室	特殊浴槽・個浴槽
食堂・談話室	120.0㎡

5 利用料金

- (1) 当施設の指定介護医療院サービスの提供（介護保険適用部分）に際し個人が負担する利用料金は、原則として介護保険負担割合証に準じます。また当施設との契約により定める食事、居住費となります。

基本料金（1日分）

令和6年4月1日

	多床室	個室
要介護度1	817円	704円
要介護度2	927円	816円
要介護度3	1,164円	1,054円
要介護度4	1,266円	1,154円
要介護度5	1,357円	1,246円

その他、「指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生省告示第21号)に規定される介護医療院サービスを受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。
 ※ 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となっています。

※ 上記料金は、1日あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

(2) 食費と居住費について

食費と居住費については自己負担となります（非課税）。負担額については介護保険制度の基準費用額を元に算出いたしました。また、所得に応じた負担額の軽減が受けられ、利用者負担第1段階から第3段階①②までの方について下記の負担限度額が定められています。

一般入所	第1段階から第3段階①②以外の方			
	居住費	食費		
多床室	535円／日	1,920円／日		
個室	1,668円／日	朝食	昼食	夕食
		500円	710円	710円

第3段階②	住民税世帯非課税であって、第1段階から第3段階①以外の方 預貯金額500万円（夫婦の場合1,500万円）以下			
	居住費	食費		
多床室	430円／日	1,360円／日		
個室	1,310円／日			

第3段階①	住民税世帯非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額 ＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方 預貯金額550万円（夫婦の場合1,550万円）以下			
	居住費	食費		
多床室	430円／日	650円／日		
個室	1,310円／日			

第2段階	住民税世帯非課税であって、合計所得金額 ＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方 預貯金額650万円（夫婦の場合1,650万円）以下			
	居住費	食費		
多床室	430円／日	390円／日		
個室	490円／日			

第1段階	住民税世帯非課税の老齢年金受給者 生活保護受給者 預貯金額1,000万円（夫婦の場合2,000万円）以下			
	居住費	食費		
多床室	0円／日	300円／日		

個室	490円／日	
----	--------	--

その他の費用

特別な療養室（個室）の提供に要する費用、特別な食事の費用、理美容代、私物洗濯代等その他の日常生活において必要とされる費用は個人負担となります。

（別紙「利用料一覧表」参照）

(3) 料金の支払方法

1ヶ月間のご利用料金は、月末締めですので、翌月の25日（日・祝日の場合は前営業日）までにお支払下さい。

① 自動引落

施設指定の金融機関より20日（土・日・祝日は前営業日）に自動引落としになります。

万一、引落としが出来なかった場合、受付窓口にて25日（日・祝日の場合は前営業日）までに現金でお支払い下さい。

② 受付窓口にて現金でお支払い頂く方法

※受付時間 （平日9：00～17：00 土曜日9：00～12：00）

③ 指定口座への振込にてお支払い頂く方法

当院の指定口座へ毎月25日（土・日・祝日の場合は前営業日）までにお振込によりお支払い頂きます。

※申込書の提出が必要となりますので、ご希望の方は受付窓口へお問合せ下さい。

(4) その他

被保険者証に支払方法の変更の記載（保険料の滞納により、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額をお支払下さい。

※この場合、当施設でサービス提供証明書を発行します。各市町村役場で差額の払い戻しを受けて下さい。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

① 受付窓口又は電話等でお申し込みください。サービスの内容等については担当職員が説明します。

② この説明書により同意を得た後、当施設の介護支援専門員が施設サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する2週間前までに文書で申し出てください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合はサービス終了日の1ヶ月前までに、文書により通知します。

③ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・ 利用者の要介護度が非該当（自立）又は要支援と認定された場合。
- ・ 利用者が亡くなったとき。

④ その他

- ・ 当施設が、正当な理由なくサービスを提供しないことや守秘義務に違反、利用者やその親族に対して社会通念上逸脱する行為をした場合、又は当施設が閉鎖した場合等には、文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・ サービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、当施設に対してこの契約を継続しがたい背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービス利用に当たっての留意事項

☆面会：面会時間	平日	13：00～17：00
	土・日・祝日	10：00～12：00（事前予約）
☆外出、外泊：外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。		
☆無断で外泊時に院外での受診はしないでください。		
☆飲酒、喫煙：原則としてお断りします。		
☆設備、器具の利用：施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。		
これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。		
☆所持品・備品等の持込みは院長の承認が必要となります。（ポータブルトイレ、杖等）		
☆貴重品の持込みはご遠慮ください。（現金、貴金属 等）		
☆宗教活動：施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は固くご遠慮します。		
☆ペット：施設内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。		
☆迷惑行為：騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。		

8 サービスの内容

当施設が提供するサービス内容は以下の通りです。

☆食事：朝食7時45分頃、昼食12時前後、夕食18時以降

☆おむつ：おむつ使用の方は定期交換又は随時交換
 ☆入浴：入浴日 週 2 回以上。入浴できない方は週 2 回以上清拭を行います。
 ☆機能訓練：理学療法士・作業療法士による機能訓練を身体状況にあわせて行います。
 ☆医療、看護、介護：あなたの病状にあわせた医療・看護・介護を提供します。
 ☆離床：寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
 ☆整容：身の回りのお手伝いをします。
 ☆理髪：ご希望により理美容師が散髪いたします。
 ☆特別な療養室：個室をご用意しております。

- サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等についても分かりやすいよう説明いたします。
- サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

9 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「医療法人社団 岡崎会 消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の防災訓練等	別途定める「医療法人社団 岡崎会 消防計画」にのっとり年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー・避難階段・自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・防火扉・屋内消火栓・非常通報装置など

10 業務継続計画

当施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定し、計画にのっとり対応をおこないます。

11 身体拘束等について

当施設では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限することがあります。この場合には、その状態および時間、心身の状況等、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族に説明と同意を得ることとします。

12 虐待防止について

当施設では、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、定期的な

委員会の開催及び研修を実施し従業者に周知徹底を図ります。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

13 衛生管理について

当施設において感染症が発生した場合、まん延しないよう対策を行います。

14 個人情報保護法への対応について

当施設は、利用者とその関係者に関する個人情報について適正に取り扱い、法令の定める場合を除き、利用者の許可なくその情報を第三者に提供いたしません。介護保険サービス等、利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者への情報提供については、事前に同意を得た上で行ないます。

確認・修正・開示等を求められた場合についても内容確認の上、遅延なく対応いたします。個人情報方針、問い合わせについては事務窓口、相談員までお願いいたします。

15 事故発生時の対応

有玉病院事故発生時のガイドラインに沿って対応します。

16 相談窓口

当施設の提供する介護医療院のサービスに対して、要望または苦情等について、相談窓口に申し出ることができます。

相談窓口 担当 介護医療院 有玉病院 医事課
電話番号 0 5 3 - 4 3 3 - 5 2 5 5
平日 9 時～17 時 土曜日 9 時～12 時

その他、市町村介護保険課や国民健康保険団体連合会窓口にご相談することができます。

相談窓口		電話番号
市町村	浜松市中央区役所長寿支援課	0 5 3 - 4 5 7 - 2 3 2 4
	浜松市東行政センター	0 5 3 - 4 2 4 - 0 1 8 4
	浜松市浜名区長寿保険課	0 5 3 - 5 8 5 - 1 1 2 2
	磐田市役所高齢者福祉課介護保険係	0 5 3 8 - 4 4 - 3 1 5 2
静岡県国民健康保険団体連合会		0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0

重要事項説明書 付則【介護医療院 有玉病院】
医療法人社団 岡崎会

付則 この重要事項説明書は 令和 6 年 7 月 1 日から施行する